

日本小型船舶検査機構

小型船舶用原動機放出量確認等事務規程

〔平成 17 年 5 月 19 日〕
機 構 規 程 第 15 号

改正 平成 17 年 12 月 2 日機構規程第 25 号 平成 20 年 9 月 29 日機構規程第 7 号
平成 22 年 6 月 29 日機構規程第 7 号 平成 25 年 3 月 19 日機構規程第 5 号
平成 27 年 7 月 13 日機構規程第 8 号 令和 6 年 10 月 3 日機構規程第 21 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 小型船舶用原動機放出量確認等の申請の受付事務
- 第 3 章 小型船舶用原動機放出量確認等の実施方法等
- 第 4 章 国際大気汚染防止原動機証書の交付、書換え、再交付及び返納
- 第 5 章 帳票等の事務処理
- 第 6 章 雑則
- 附則

第 1 章 総則

1-1 目的

この小型船舶用原動機放出量確認等事務規程は、小型船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。）の適正かつ能率的な実施を図ることを目的とする。

1-2 用語

この小型船舶用原動機放出量確認等事務規程において使用する用語は、特に定めるものの他、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」とい

う。)において使用する用語の例による。

1-3 適用

小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施に当たっては、法及びこれに基づく命令の規定並びに国土交通省関係通達によるほか、この規程によるものとする。

1-4 小型船舶用原動機放出量確認等事務(執行事務に限る。)を行う事務所及びその管轄区域

小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所(以下、「事務所」という。)は、日本小型船舶検査機構業務方法書(昭和49年機構規程第20号。以下「業務方法書」という。)第3条で定める支部とし、その管轄区域は、検査規則第1条の17第2項で準用する船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第48条第1項の規定により国土交通大臣に届け出た管轄区域と同一の管轄区域とする。

1-5 小型船舶用原動機放出量確認等業務員

1-5-1 小型船舶用原動機放出量確認等業務員は、小型船舶検査機に関する省令(昭和48年運輸省令第51号。以下「機構省令」という。)第14条で定める要件を備える者のうちから選任するものとする。

1-5-2 機構省令第14条第4号で規定する同省令同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者については、小型船舶検査員等の選任に関する規程(平成20年機構規程第8号)により定めるものとする。

第2章 小型船舶用原動機放出量確認等の申請の受付事務

2-1 申請書の受付事務

2-1-1 (申請書の受付)

事務所は、小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る申請書が事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請書の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、受けようとする放出量確認等の種類(法第19条の4第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定に基づく放出量確認又は同法第19条の7第2項(同条第3項において準用する場合を

含む。)の規定に基づく放出量確認に相当する確認(以下「相当する確認」という。)の区別)並びに放出量確認等を受けようとする原動機の名称、型式、出力及び数の記載があること、放出量確認等手数料払込証明書の提出又は手数料納付の受領証の提示があることを確認し、当該申請書に受付番号及び受付日を記載すること。

2-1-2 (申請書の審査)

事務所は、2-1-1に基づき小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る申請書の受付を行ったときは、当該申請書の様式が検査規則に定める様式であること、記載事項に不備がないこと、必要書類が整備されていること、手数料の納付額に過不足がないことを審査し、適正であると認められるものについては、当該申請書に取扱者印及び事務所の長の確認印を押印し、放出量確認等の実施に着手するものとする。

なお、申請書に不備等がある場合には、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて、当該申請の補正を求めるものとする。

2-1-3 (手数料納付の確認)

日本小型船舶検査機構船舶検査等手数料収入事務取扱細則(昭和49年機構達第6号)第2条に定める様式により手数料が納付された場合は、放出量確認等手数料払込証明書の提出を求め、当該証明書を申請書に添付すること。ただし、当該様式以外の様式により手数料が納付された場合は、手数料納付の受領証の提示を求め、当該受領証に領収確認済の押印を行ったうえで当該受領証を申請者に返却すること。

上記に定めるほか、手数料の納付に関しては、業務方法書第16条の5の規定によること。

第3章 小型船舶用原動機放出量確認等の実施方法等

3-1 放出量確認等の実施方法

3-1-1 (確認日時等の指定)

放出量確認等申請書の受付の際、申請者に対し、当該放出量確認等を受けるべき日時及び場所を指定することができるもの

とする。

3-1-2 (確認の準備)

放出量確認等は、検査規則第1条の11第1項の規定に基づく準備状態で実施するものとする。

3-1-3 (準備の指示等)

前項の規定にかかわらず、放出量確認等のため必要があると認める場合は、検査規則第1条の11第2項の規定に基づき、前項に掲げる準備のほか必要な準備を指示し、又は前項に掲げる準備の一部を省略するものとする。

3-1-4 (結果の通知)

放出量確認等の結果、不合格とした場合にあっては、申請者にその理由を知らせるものとする。

3-2 放出量確認等の実施要領

3-2-1 (窒素酸化物の放出量確認)

放出量確認は、3-1-2の準備状態で測定した原動機の窒素酸化物放出量が法第19条の3に規定する放出基準に適合していることの確認を行うものとする。

3-2-2 (原動機取扱手引書の承認)

法第19条の4第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき放出量確認を受けた者及び相当する確認を受けた者から提出された原動機取扱手引書について審査し、記載内容が適切なものと認めた場合は、当該原動機取扱手引書に承認番号を付し承認するものとする。

第4章 国際大気汚染防止原動機証書の交付、書換え、再交付及び返納

4-1 国際大気汚染防止原動機証書の交付

原動機の窒素酸化物の放出量が基準に適合していることを確認し、かつ、原動機取扱手引書を承認したときは、申請者に対し国際大気汚染防止原動機証書を交付するものとする。

ただし、相当する確認の場合は、この限りでない。

4-2 国際大気汚染防止原動機証書の書換え

国際大気汚染防止原動機証書の書換えは、次の各号によるものとする。

- (1) 国際大気汚染防止原動機証書書換え申請書、国際大気汚染防止原動機証書及び原動機取扱手引書を照合すること。
- (2) 書き換えた国際大気汚染防止原動機証書の番号に「書換」と追記すること。
- (3) 旧国際大気汚染防止原動機証書は無効の措置をとること。

4-3 国際大気汚染防止原動機証書の再交付

国際大気汚染防止原動機証書の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書及び原動機取扱手引書を照合すること。
- (2) き損を事由とする場合は、当該国際大気汚染防止原動機証書の提出を求めること。
- (3) 新たに交付する国際大気汚染防止原動機証書の番号に「再交付」と追記すること。

4-4 国際大気汚染防止原動機証書の返納

検査規則第1条の15の規定により国際大気汚染防止原動機証書が返納された場合は、当該国際大気汚染防止原動機証書は無効の措置をとるものとする。

第5章 帳票等の事務処理

5-1 放出量確認等に係る事務処理

5-1-1 放出量確認等の事務処理に当たっては、国際大気汚染防止原動機証書を作成する(相当する確認の場合を除く。)とともに放出量確認記録簿を作成のうえ、同記録簿に事務所の長が決裁印を押印した後、原動機取扱手引書及び国際大気汚染防止原動機証書に機構印を押印し、申請者にそれぞれこれらを返付及び交付するものとする。また、5-1-3の放出量確認等事務処理簿に必要事項を記載するものとする。

5-1-2 (放出量確認等事務記録簿)

放出量確認等事務記録簿には、申請者の氏名又は名称及び住

所、放出量確認等の種類、原動機製作者等の氏名又は名称、原動機の名称及び型式等の仕様・要目、原動機の使用形態、小型船舶用原動機放出量確認等業務員の氏名、小型船舶用原動機放出量確認等事務の終了年月日、その他必要な事項を記載するものとする。

5-1-3 (放出量確認等事務処理簿)

放出量確認等事務処理簿には、申請の受付日、国際大気汚染防止原動機証書の番号、原動機取扱手引書の承認番号、5-1-2に規定する放出量確認等事務記録簿の記載事項、その他必要な事項を記載するものとする。

5-2 国際大気汚染防止原動機証書の書換え及び再交付に係る事務処理

5-2-1 国際大気汚染防止原動機証書の書換え及び再交付の事務処理に当たっては、当該証書を作成するとともに国際大気汚染防止原動機証書交付等処理簿に取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印した後、当該証書に機構印を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

5-2-2 (国際大気汚染防止原動機証書交付等処理簿)

国際大気汚染防止原動機証書を書換え又は再交付した場合は、国際大気汚染防止原動機証書交付等処理簿に必要事項を記載するものとする。

5-3 国際大気汚染防止原動機証書の返納に係る事務処理

国際大気汚染防止原動機証書の返納後の事務処理に当たっては、国際大気汚染防止原動機証書返納処理簿に必要事項を記載するものとする。

第6章 雑則

6-1 細則への委任

6-1-1 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項(基本的事項を除く。)は細則で定めることができるものとする。

6-1-2 機構は、この規程の規定に基づき細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ国土交通省海事局長に届け

出るものとする。

6-2 小型船舶用原動機放出量確認等に関する文書の保存

6-2-1 小型船舶用原動機放出確認等事務に係る次の書類は永久保存するものとする。

- (1) 放出量確認等事務処理簿
- (2) 国際大気汚染防止原動機証書交付等処理簿
- (3) 国際大気汚染防止原動機証書返納処理簿

6-2-2 小型船舶用原動機放出確認等事務に係る次の書類は当該放出量確認事務の完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存とする。

- (1) 申請書(添付書類を含む。)
- (2) 放出量確認等事務記録簿

6-3 前各規定にかかわらず、法及びこれに基づく命令に経過措置の規定があるときは、当該規定によるものとする。

附則

- 1 この規程は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第36号。以下「一部改正法」という。)附則第14条第1項の規定に基づき国土交通大臣が官報で公示する小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に小型船舶用原動機相当確認等事務規程に基づきなされた手続きその他の行為は、前条に規定する日以降は、この規程の規定に基づく手続きその他の行為とみなす。

附則(平成17年12月2日機構規程第25号)

この規程は、平成18年1月1日から適用する。

附則(平成20年9月29日機構規程第7号)

この規程は、平成20年10月1日から適用する。

附則(平成22年6月29日機構規程第7号)

この規程は、平成22年7月1日から適用する。

附則(平成25年3月19日機構規程第5号)

この規程は、国土交通大臣の認可の日から施行する。

附則（平成27年 7月13日機構規程第8号）

この規程は、平成28年1月1日から適用する。

附則（令和6年10月3日機構規程第21号）

この規程は、令和6年10月3日から適用する。